

■感染症治癒証明書について■

法定伝染病（インフルエンザ、感染性胃腸炎など）に罹患した場合、治療を受けた病院に治癒証明書を発行してもらい、事務室にて手続きを行ってください。

治癒証明書は病院様式でも学校様式（学校感染症治癒証明書（別記））でも構いません。

手続き日：治癒後登校時

申立てできる人：学生本人のみ

<問い合わせ先>

千葉明德短期大学 教務グループ 〒260-8685 千葉市中央区南生実町 1412

TEL：043-265-1613（平日 9：00～17：00） FAX：043-265-1627